



# 未来志向の 行財政運営を 目指して

第四次小竹町行政改革大綱  
および実施計画の内容を  
お知らせします

なぜ今、  
行政改革が  
必要なのか

小竹町では、今までに三回【昭和61年度（第一次）、平成2年度（第二次）、平成10年度（第三次）】の行政改革に取り組んできました。

そのいづれも少子・高齢社会の進展、生活様式の高度化、価値観の多様化などさまざまな社会的・経済的变化に対応するため、事務・事業や組織・機構の見直し、職員の能力開発や事務運営改善を進めてきました。

しかし、本格的な少子・高齢社会による人口減少時代の到来、環境問題の複雑化、住民ニーズのより一層の高度化・多様化、地方分権による国から町への権限委譲など町政を取り巻く環境は大きく変わるとともに町の果たすべき役割は、ますます重要になってきています。

また、地方分権とともに市町村合併も進められ、小竹町もこれまでに直轄一市四町、またその後の直轄一市二町の合併協議会に参加しましたが、

合併することができませんでした。そのため、合併による行財政の効果を得ることができず、小竹町は単独で生き残るために新たな視点に立った行財政改革を進めていくことになりました。

これからの小竹町の行財政は、国が進めている「三位一体の改革」によりますます厳しくなることは避けられません。それを乗り越えていくためにも、全職員が一体となつて現在直面している危機的な財政状況を克服し、さらに簡素で効率的な行財政運営を目指し、新たな行政改革の局面に対応した経営改善を進めていかななくてはなりません。

町では、昨年1月に町長を本部長とする「行政改革推進本部」をもとに「行財政運営検討チーム」を設置し、平成十七年度の予算編成を検討してきました。そして、より一層積極的な行政改革を進めていくために、昨年5月に町職員で構成される「行財政運営検討委員会」を発足させ、大綱案や具体的な取り組みの計画案を作ってきました。その後、学識経験者で構成される「小竹町行政改革委員会」（堺

会長・委員7人)を設置し、行政の組織・運営全般にわたって総点検を行い、意見を出してもらいました。

そして、それらの意見を参考に「第四次小竹町行政改革大綱」を制定しました。

今回の大綱では、小竹町が地方分権時代に対応する行政改革に取り組む新たな目標が盛り込まれています。

## 厳しさ増す

## これからの町の財政

危機的な状況の小竹町の財政。これから単独でまちづくりを進めた場合、どうなっていくのかを予測しました。

国が進める三位一体の改革により、今まで国から小竹町に入ってきた交付税や国庫補助金などが削減されることを考えられます。そのため、基金(財政調整基金などの積み立てている町の預金)を取り崩して補てんしながら予算を作っていくこととなります。しかし、これらのお金を補

## 町の基金(預金)の現状

(平成16年度末)

■財政調整基金	5億2,920万円
■減債基金	2億 591万円
■その他の基金 (特定目的基金)	9億9,482万円
■合計	17億2,993万円

町の基金は、全体では17億円ありますが、そのうち財政が苦しいときに取り崩し、一般財源として使えるものは、財政調整基金(財政運営の中で収支の不足を補うために設けている基金)と減債基金(借金返済が多額なときに設けている基金)のうち1億4,000万円の2つで、合計約6億7,000万円です。これら以外の基金は、特定目的基金と呼ばれ、それぞれ使い道が限られていますので、使うことができません。

## 行政改革 推進委員会を 設置

小竹町行政改革推進委員会  
は、諮問から答申までの間に  
五回開催されました。

一回目の委員会は、9月27日に役場ミーティンググループで開催。町長から八人の委員に辞令を交付。委員長に堺正年さんを選出し、会長職務代理者には勝野和秋さんが指名されました。会議では、町長が会長へ「第四次小竹町行政改革大綱」の策定について諮

問し、その後事務局が諮問に至るまでの経緯と策定に関しての基本方針や、大綱案・実施計画案、今後の財政の見通しについて説明しました。

二回目の委員会は、10月7日に役員議員控室(以下第五回まで会場は同じ)で開催。会議では「第三次行政改革大綱」の達成度について事務局から説明しました。この会議では、主に「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」と「民間委託等の推進」について話し合われました。

三回目の委員会は、10月18日に開催。会議では主に「定員管理の適正化」と「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」、「第三セクターの見直し」について話し合われました。

四回目の委員会は、10月28日に開催。会議では主に「経費節減等の財政効果」と「地域協働の推進」、「第四次小竹町行政改革大綱全体の内容」について話し合われました。

五回目の委員会は、11月4日に開催。事務局から答申素案を提案し、これまでの委員会で話し合われてきた項目の最終確認が行われました。その後、町長が答申を読み上げ、町長へ答申書が手渡されました。

## 会長から 町長へ 答申書を提出

小竹町行政改革推進委員会は、第四次小竹町行政改革大綱(案)について諮問を受け、慎重な審議を重ねてきたところである。審議にあたり、地方分権の推進等、小竹町の行政環境を取り巻く状況の変化、今後五か年の財政見直し、合併による行政改革効果から自主的な改革への転換などについて、可能な限り意見交換を行った。これらの作業から小竹町の置かれている状況が極めて厳しく、行政改革の大綱策定が今後の小竹町を左右する重要な行政改革の一環であることを、改めて認識させられた。  
(答申内容は原文のまま掲載しています)

答申を受け制定された「第四次小竹町行政改革大綱」に基づき実施計画の実行で得られる財政効果は五年間で約十九億円になり、これらの計画が協力で推進・断行されるのが行政改革推進委員会からも期待されています。

## 第四次小竹町行政改革大綱 基本方針

簡素で効率的な  
行財政運営を目指して  
新たな行政改革の局面に  
対応した経営改善を  
積極的に推進する



### 集中改革プランを実施するための七つの事項

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ⑤ 第三セクターの見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ 地域協働の推進

これらを土台として、住民の皆さんの理解と協力を得ながらこの大綱の実現に向け取り組んでいきます。

### 事務事業の再編・ 整理、廃止・統合



小竹町を取り巻く  
社会経済情勢と  
地方分権の流れ、  
厳しい財政事情等に  
的確に対応していくため、  
時代の要請にあった  
事務事業の見直しや  
公共事業の計画的な  
実施について、  
事務・事業全般的にわたり  
見直しを行う。

#### ■ 投資的経費の抑制

大規模事業計画については、事業を継続し完成させるために、事業期間の繰り延べや単独事業費の抑制を図ることが重要である。災害防止対策事業については、町土を災害から守るために事業実施は人命題であるものの、事業計画の再点検やより効率のよい事業実施に努める。

#### ■ 町単独補助費・扶助費の削減

町単独補助金については、従来から緊急性、必要性、効

果性、公平性などの観点から毎年度点検を行ってきたところであるが、すべての補助金について見直しを行い、大幅な削減を行う。

また、今後新規に創設される補助金等については、交付に一定期限に限るいわゆるサンセット方式とする。

町単独扶助費については、敬老祝い金がその主なものであるが、支給対象を見直し、関連条例を改正の上で削減を行う。

#### ■ 協議会等負担金の削減

町が加入している協議会等

の負担金に関して、すべての負担金について見直しを行い、削減に努める。

#### ■ 各課の行う事務の整理合理化

町行政組織について、各係の統廃合を行い、人事配置の効率化を図り、職員数の減少を目指す。

また、職員が自己の分担する業務に関して、事務の効率化の具体的目標を掲げ、自己管理のもとに事務処理方法の改善や事務の軽量化を図る。職員一人ひとりが自己責任において、目標管理をしていく。

#### ■ 窓口サービスの向上

研修の内容改善・充実を図り、積極性のある職員を育成し、能力向上に努める。

窓口での対応についてはマニュアル化を推進し、住民の立場に立った窓口サービスの実践に努める。

また、よりよい窓口サービスの実践を図るために、窓口カウンター周辺での職員の休憩や窓口周辺の整理整頓に注意し、より快適な窓口環境を創設する。

需要の多い諸証明の発行や住民の転入転出届に对应される程度の部署の窓口業務の時



間延長を実施する。

## ■公用車の減車

本町では、従来から公用車の管理体制について検討を加え、集中管理方式による公用車の減車化を図ってきたところであるが、さらに関係部署による調査・研究を行い、より一層の減車に努める。

## 民間委託等の推進

2

行政運営の簡素化、効率化並びに住民サービスのより一層の向上を図るために、行政と民間の役割分担を改めて見直し、民間活力の導入を積極的に推進する。

## ■委託分野の検討

本町が直接行っている各種業務の委託については、他の市

町村に比しても委託化が進んでいる。今後は、他団体との事務事業の共同実施や事務事業の集約化などの方法によって、委託化推進の可能性を探るなどの調査・研究を行う。

## ■指定管理者制度の活用

平成15年9月に改正施行された地方自治法により、公の施設の指定管理者制度が創設された。本町としてもこの制度の活用を図るため、現在直営で管理している施設を含め、すべての施設に関して、施設のあり方についての検証を行うことが必要である。

## 定員管理の適正化

3

組織・機構の見直しや事務事業の見直しなどと整合性を図りつつ、定員適正化計画を策定し、行政需要に的確に対応した職員配置を進める必要がある。

## ■職員配置の適正化

定員管理にあたっては、各課が担当する業務範囲の見直しを図り、施策の内容や手法を改めて見直しながら、適正化に取り組み必要がある。また、的確な行政サービスを確保するため、組織・機構の簡素化、合理化や積極的な民間委託等の推進により、職員数の縮減を実現する。

定員管理の適正化を計画的に推進するために、具体的な数値目標を適正化計画に掲げる。

## ■勤務時間の適正化

事務事業の抜本的な見直しを計画的に行い、本町にとって適正な組織体制や人事の配置を進めるこの改革に併せて、行政改革の効果をより一層拡大させるため、職員数の適正化と並行し民間従事者の事情を考慮して、勤務時間の適正化を図る。

## ①週四〇時間制の導入

厳しい地域経済の状況を踏まえ、地方公務員の給与や勤務条件に対して各方面からの批判が向けられている。行政

改革への住民の理解と共感を得るために、週四〇時間制を導入する。

## ②閉庁時刻の延長

住民の理解と協力のもとに、行政運営の簡素化、効率化を目指して、行財政改革を推進する際、より一層の住民サービス向上を図るために、週のうち特定の曜日を指定して、窓口業務の時間延長措置を図る。

## ③ノー残業デイの設定

勤務時間の適正化とともに、職員が自己の分担する業務の自己管理を行う事務改善計画と併せて、時間外勤務労働の縮小に伴う時間外手当の縮減を図るため、週のうち特定の曜日を1日指定して、ノー残業デイを設定する。職員へ設定目的の周知徹底に努め、全員が履行できるような職場環境の改善に努める。

## ■職員採用計画の策定

この計画期間内に定年となる職員の大量退職を迎えることから、定員管理の適正化を計画的に推進するために、職

員採用計画の策定が急がれる。

職員採用計画の策定は、国が指導する行政改革推進のための指針にのっとり、定員適正化計画の一部として盛り込むものの、行政環境の変化に対応した定員管理を常に考慮する必要があることから、状況に応じて随時見直しを行うこととする。退職職員数との整合性を保ち、あくまで行財政改革を見据えたうえで、職員採用計画の策定に取り組む。

## ■再雇用システムの構築

少子高齢化社会の到来に伴い、町職員退職者の永年の経験と知識を社会において活用していくとともに、多様化・複雑化する行政において活用するために、勤務形態の弾力的運用を考慮して再雇用システムの構築を検討する。

## ■職員の方針

### 政策形成能力の育成

地方分権がますます進行していく今日、地方分権の受け皿として、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成す

ることが重要な課題である。地方分権により地方公共団体の政策形成機能の強化が強く求められることから、職員的能力開発に努め、資質の向上を図る。

住民の期待と信頼に応えるために、今まで以上に職員が豊かな想像力と分権型社会の求める政策形成能力を培うことが重要であり、職員研修方法の具体的な方策について検討することとする。

### ①職員研修の充実

従来からの外部による研修だけに頼らず、時代の要請に応えるべく研修方法の一層の工夫により、内部研修の充実強化を図り、職員的能力開発を促進する。

### ②職員の意識改革の重要性

常に住民サービスに徹するという基本的な認識のもと、新たな行政課題に対応するため、未来志向を保ちつつ業務に積極的な姿勢で臨むことが職員に必要とされる。

そのためには、適正な人事配置とともに、職員研修の充実等により人材の確保を図る

こととするものの、活力ある職場環境づくりの基本は、職員自らの基本姿勢が最優先であり、職員の自己研さんを促すなど、意識改革に向けた取り組みを推進する。



## 4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

一般職の職員の給与をはじめ人件費は、町財政の中で大きな比重を占め、義務的経費であるために、慎重かつ計画的に管理を行う必要がある。

### ■人件費の削減

#### ①常勤特別職の給与

収入役事務兼掌条例の制定に伴い、収入役の給与を全額削減する。また、町長、助役および教育長については、十七年度について、給料を十

パーセント、期末手当を五パーセント減額する。

今後は、一般職の給与の動向を見ながら、給料を十パーセント以上減額する。

#### ②非常勤特別職の報酬

十七年度は、一般職の職員の給与の支給特別に併せて、概ね二パーセントの削減を図る。今後は、一般職の給与に準じて減額を図る。

#### ③一般職の給与

十七年度の一般職職員の給与については、給料を二パーセントの減額、期末手当を五パーセントの減額、管理職手当の支給率を二パーセントの減少とする。

今後は、地域給の導入について検討を加え、地方公務員としての業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度適正化に取り組み。

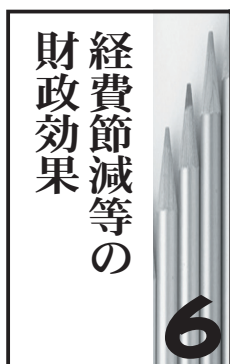


## 5 第三セクターの見直し

町の土地開発公社については積極的な経営改善を行う。

町が出資している団体等について、役員会等を通じて本町の実情を訴え、役員報酬の引き下げるほか、あらゆる角度から検証した経営改善を求めることとする。また、各団体へ事業内容、経営状況および公的支援など、情報公開を求める。

本町土地開発公社について、経営の効率化、財政運営の健全化を目指して、積極的な経営改善を行う。



## 6 経費節減等の財政効果

徹底した歳出の見直し・削減を図り、中長期的な視点にたつて健全な財政基盤の確立に向けた取り組みを強力に推進する。

### ■物件費の見直し

職員一人ひとりが自己の業務を見直し、事務改善目標を掲げて行財政改革を推進する際に、経費節減に取り組みという意識改革が職員自身に常に必要であり、コスト意識を持って行財政改革に対応することとする。

この計画期間内において、新規創設される事務事業を除き、物件費十パーセント、金額にして五千万円の縮減を図るものとする。

### ■維持補修費の削減

投資的事業の新規抑制や現存する施設の老朽化により、今後維持補修費の増加が見込まれる。このため、既存施設の備品等の必要性を再検討し、既定概念を取り払い、処分等を考慮する。

### ■一部事務組合・企業会計への繰出の削減

一部事務組合への繰出しについては、幹事会等を通じて構成団体の実情を常に訴え、徹底した経費削減を強く要請することとする。

公営企業の経営に関しては、一般会計からの赤字補てんの繰出しや料金改定は慎重に検討しなければならぬ。そのため、事業運営方法の改善や経営の健全化に向けた取り組みを早急に検討し、経営健全化の具体的方策を推進する。

## ■収入の確保

町税や住宅使用料等の収納率向上に向けた取り組みを行う。そのために、収納部門の強化や職員研修の充実により、法的措置等専門知識を有する職員を育成する。

小竹団地への企業誘致を着実に推進し、企業進出を早期に実現させることによって、町税等の確保を図る。そのため、企業誘致活動を活発に展開する。

### ①使用料、手数料の適正化

事業収支や法令上の基準、近隣市町村の動向や状況を総合的に観察して、適正な水準への見直しを行う。

### ②未利用町有地の活用と処分

未利用町有地の一元的な管

理を行い、事業用地への利用を検討し、その結果、利用不能ないわゆる不要地としての町有地は売却を推進する。また、事業用地等への計画決定されるまでの遊休地は貸付を行う。

## 地域協働の推進

7

住民や住民が参加する団体等、多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする。取り組みについて、積極的に推進することとする。

地方自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的として、地域自治組織が創設された。地域自治区制度は、住民自治を充実させるために、町を一定の区域に分ち、その区

域を単位として、住民に身近な事務の処理を住民の意見を十分に反映させ、かつ、行政と住民が相互に連携して行うために設けられた制度である。

地域の課題やニーズに対応して、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体等、多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的に推進することとする。

地域自治区制度は制度的に新しく、近隣市町村でもいまだその例がなく、今後は制度の導入について、十分な調査研究の上、推進を図ることとする。